

## 財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

平成23年度より「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的有価証券 …… 償却原価法（定額法）によっている。

## (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産 …… 最終仕入原価法による原価法によっている。

## (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（建物附属設備・什器備品） …… 定率法によっている。

## (4) 引当金の計上基準

賞与引当金 …… 職員に対する賞与に備えるため、支給見込額基準で計上している。

退職給付引当金 …… 職員の退職給付に備えるため、当期末における要支給額に基づき計上している。

## (5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

## (6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	27,565,687	1,000,000	0	28,565,687
野口記念賞引当資産	10,506,003	0	2,000,000	8,506,003
奨励賞引当資産	800,000	800,000	800,000	800,000
図書充当資産	496,751	0	0	496,751
積立資産				
記念事業積立資産	10,104,611	0	0	10,104,611
国際交流事業積立資産	3,000,000	0	0	3,000,000
新規事業積立資産	14,074,376	0	0	14,074,376
事務所設備積立資産	9,355,282	0	167,400	9,187,882
合 計	75,902,710	1,800,000	2,967,400	74,735,310

## 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
特定資産				
退職給付引当資産	28,565,687	—	—	(28,565,687)
野口記念賞引当資産	8,506,003	(8,506,003)	—	—
奨励賞引当資産	800,000	(800,000)	—	—
図書充当資産	496,751	—	—	(496,751)
積立資産				
記念事業積立資産	10,104,611	—	(10,104,611)	—
国際交流事業積立資産	3,000,000	—	(3,000,000)	—
新規事業積立資産	14,074,376	—	(14,074,376)	—
事務所設備積立資産	9,187,882	—	(9,187,882)	—
合 計	74,735,310	(9,306,003)	(36,366,869)	(29,062,438)

## 4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	4,061,738	2,146,959	1,914,779
什器備品	393,000	392,999	1
ソフトウェア	4,965,263	4,369,431	595,832
合 計	9,420,001	6,909,389	2,510,612

## 5. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

(貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収会費	3,118,650	2,043,650	1,075,000
合 計	3,118,650	2,043,650	1,075,000

## 6. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
特定資産			
退職給付引当資産			
利付国債（10年）第333回	20,000,000	20,922,000	922,000
合 計	20,000,000	20,922,000	922,000

## 7. 財務三基準への適合状況（内閣府が定める公益認定基準）

## (1) 収支相償

（認定法十四条：公益目的事業の収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと）

公益目的事業会計の収入	134,025,187
公益目的事業会計の費用	154,021,800
	<hr/>
	-19,996,613（適合）

## (2) 公益目的事業比率

（認定法十五条：公益目的事業に要する事業費の額が法人全体の事業費及び管理費の合計額に占める割合の50%以上であること）

公益目的事業会計の費用(A)	154,021,800
収益事業等会計の費用	19,357,678
法人会計の費用	26,442,941
	<hr/>
合計(B)	199,822,419
公益目的事業比率(A)/(B)	77.08%（適合）

## (3) 遊休財産保有制限

（認定法十六条：遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額を超えないこと）

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法より

公益目的事業費相当額	154,021,800
遊休財産額	95,836,944（適合）